

佐賀県告示第 34 号

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の制限(平成 27 年佐賀県告示第 7 号)を次のとおり変更する。

なお、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の制限の変更(平成 27 年佐賀県告示第 8 号)は、廃止する。

平成 27 年 2 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

移動を制限する家畜の種類等

1 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

3 移動を制限する区域

(1) 伊万里市二里町中里甲、二里町中里乙の一部(字壱反田、字大久保、字川向、字小向、字重ノ橋、字古子及び字南古子)及び東山代町滝川内の一部(字屋舗野)

(2) 西松浦郡有田町黒牟田の一部(赤坂及び後口山)、黒川の一部(西黒川、鋤先、天神原、深川及び黒川)、仏ノ原、蔵宿、下本、原明の一部(井手平)、上本の一部(原田、南川内、松葉、上ノ前、野下、下舞原、中十里、中原、迎、保立、岩山、岩谷、天導寺、平山及び前原)、舞原の一部(下舞原)、北ノ川内、下内野、上内野、立部、広瀬の一部(部子)、大木宿、山谷牧、広瀬山の一部(牧口、松尾口及び黒岩)、下山谷、桑木原、山本、二ノ瀬の一部(風下、柳ノ元、開田、館中、平古場、笹林、栗原、二ノ瀬、林ノ浦、一本谷、道海及び新牧)、山谷切口、岳及び上山谷

4 移動を制限する期間

平成 27 年 2 月 5 日から当分の間